

母は強し 扶養親族の綱引き

離 婚後、養育費その他の費用を負担している父と、日常の起居を共にしている母とが、それぞれの勤務先に長女を扶養親族とする「扶養控除等申告書」を提出しているような場合、法律は、どちらか一方の扶養親族として調整すべきことを要求しています。

と ころで、その調整ができない場合にはどうということになるのでしょうか。判断基準を考えるとしたら次のどれになるのでしょうか。

- ① 現実に長女と日常の起居を共にし、より多くの養育費を負担している者を優先すべきである。
- ② 納税者有利の原則から所得の大きいほうの扶養親族にすべきである。

③ 長女を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等申告書」を先に勤務先に提出したほうを優先すべきである。

な んとなく、①が最も正論、②は現実論とは言えるもののスジ論としては弱そう、③は意外な回答サンプルを提示するための異端な屁理屈、と思えそうです。

実 際、この問題で係争となった事案があり、国税不服審判所の裁決が出ています。

① は母親の見解で、母親は税務署から長女を扶養親族とすることを否認され、増額更正処分を受けました。② は税務署の見解で父親側に味方しました。③ は審判所の判断で、一転して母親に軍配をあげました。

審 判所の裁決は、母親の見解も税務署の見解も否定し、第三の見解としての③を判断根拠としました。③をもって法律の正しい解釈とするのは意外に思えますが、法令をよく読むと、確かに③とするのが正解になっています。

法 令には、①の見解の根拠になる規定はなく、規定があるのは②と③についてで、まず、勤務先に提出する扶養控除等申告書の提出の時間的先后をもって決着させるものとして③があり、それが決せられない場合は所得の大きい者の扶養親族とするとの②があります。

審 判所は、各勤務先に扶養控除等申告書の提出された日を問い合わせて、母親の提出日が早いことを確認して、母親の申告を優先採用するものとした。文理解釈を全面に出した大岡裁きにもみえます。

首相がよく変わります。それに連れて大臣の顔ぶれも変わります。厳しい状況の下、中小企業は前を見据えて、歩、歩、着実に歩んで行かなければなりません。「お奉行の名さへおぼえずとし暮ぬ 来山」。官公庁は26日が仕事納め。曜日の関係で例年より早いので、登記手続きは、急がないと、年内に謄本の交付が間に合わなくなります。7日大雪、21日冬至。



勇気のある人間は
自分自身のことは
一番おしまいに考えるものだ。

(ドイツの詩人 シラー)

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 21年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日
(翌年)
1月5日
(本年最終
給与支払
日までの
地方条例
による)

(地方税)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
- 10月決算法人の確定申告
- 21年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。